

税務課からのお知らせ

6月から夜間納税相談窓口を開設します

夜間でなければ納付できない方、納付忘れの方へ夜間納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

開設日時 毎月10・25日の午後5時～8時
(土・日・祝日の場合は、翌日などの開庁日)

業務内容 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料の納付と納税相談

開設場所 国東市役所本庁1階 税務課内(国東市国東町田深280番地2)
※開始時期 6月10日(金)から【注 6月25日は土曜日のため27日(月)になります。】
※夜間窓口をご利用の場合は納付書等を持参してください。
納付書がない方は、事前に連絡をお願いします。

問い合わせ 税務課 収納対策班 ☎0978-72-5162

1. 国民健康保険税について

事業の破綻による倒産・解雇により離職された方へ
平成23年度の国民健康保険税が減免されます

減免される対象者

平成23年3月31日以降に次のうちいずれかに該当する方。

①倒産により廃業した方

自営業の方で、景気の下降に伴う廃業又は倒産の場合に限ります。

②解雇等により離職した方

本人の意思に反した会社等の都合により解雇された方及び病気等により離職した方。

※「非自発的失業軽減制度」を受ける方は除きます。

減免される保険税額

上記①の場合は前年所得のうち事業所得を、上記②の場合は前年所得のうち給与所得を100分の30に減額して保険税を計算します。

減免対象期間

廃業、離職した日の翌日の属する月から、その年度末まで。

(例)平成23年5月31日離職の場合→平成23年6月から翌年の3月まで

申請に必要なもの

①の場合 廃業・倒産が確認できる書類(廃業届出書、倒産決定通知書等)

②の場合 失業の理由が確認ができる書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)